

会 員 各 位

第44回日本香粧品学会
会 頭 中川 晋作
副会頭 芹澤 哲志

第44回日本香粧品学会 一般研究発表演題募集要項

第44回日本香粧品学会の一般研究発表を下記の要領にて募集致します。
奮ってお申し込み下さいますようお願い申し上げます。

会 期：2019年6月28日（金）、29日（土）
会 場：有楽町朝日ホール（東京都千代田区有楽町2-5-1 有楽町マリオン11F）
メインテーマ：『＜オープンイノベーションによる香粧品科学の新たな世界＞』
プログラム：学会誌 Vol. 42, No. 4 に掲載予定です。

一 般 研 究 発 表 の 申 込 方 法

一般研究発表申込締切：2019年2月28日（木）

募集テーマ：香粧品科学の進歩向上に寄与することを目的とし、香粧品科学全般に関するもの。
(注)以下に該当するものは対象としないのでご注意ください。

- (1) 外用以外の使用法
- (2) 香粧品の範囲を超えた治療医薬品とみなされるもの

申込方法： インターネット（Web）学会公式サイト（<http://www.jcss.jp/>）にて受付致します。

*発表要旨原稿作成およびWeb投稿については別紙をご参照下さい。
上記Webサイトからもダウンロードいただけます。

発表資格： 責任発表者（登壇者）は、本学会会員（正会員、学生会員）並びに賛助会員の所属社員に限らせていただきます。

新規入会を希望される方は下記サイトまたは学会誌「入会のご案内」を参照してください。
<http://www.jcss.jp/about/join.html>

*今年度より設置された学生会員の方も発表が可能です。口頭発表、ポスター発表どちらの形式でもお申込み可能です。奮ってご応募お待ちしております。

*演者をやむをえず交代する場合には、共同発表者の中から代理を認めます。
ただし、代理発表者（登壇者）は、本学会会員（正会員、学生会員）並びに賛助会員の所属社員に限らせていただきます。非会員の方、あるいは、賛助会員所属でない方は入会願います。また、速やかに大会事務局にご連絡ください。

*責任発表者（登壇者）は、ひとり1演題限りといたします。

倫理的配慮： ヒトを対象とする医学研究においては、ヘルシンキ宣言に基づき、医学研究以外のヒトを対象とする研究においては、ヘルシンキ宣言の趣旨・精神を踏まえ、研究者の倫理に反することがないように、研究を行うこと。

利益相反： 口頭発表の場合には発表時のスライド2枚目で、ポスター発表はポスター右下に利益相反について明示ください。記載方法は学会公式サイト（<http://www.jcss.jp/>）の例示をご参考ください。

採択について：発表申込締切後に開催される大会運営委員会にて審議し、来年3月に通知申し上げます。

発表方式

- 発表形式：1) 口頭発表（講演時間8分、質疑4分の予定）：24題を予定
2) ポスター発表：12題を予定
* エントリー時に、口頭発表、ポスター発表どちらかをご希望かご選択戴きます。
但し、最終的な採択は大会運営委員会の判断とさせていただきます。
* 大会運営委員会で審議した結果、発表形式を変更いただく場合は、採択結果と同時にお知らせします。
* ポスター発表は責任在席時間を設定いたします。
- 発表方法：口頭発表の場合、液晶プロジェクターとWindows対応のパソコンを用意します。
* Macintoshを使用される方は、ノートパソコンをご持参下さい。
ポスター発表のサイズなどにつきましては、採択後にお知らせします。

※採否に関する注意事項：

演題の採否に関する選考に当たっては以下の条件を考慮する。

- 手法、結果、および導き出される結論が不明瞭なものは採択しない。
- 明らかに商業目的と見なされる発表は認めない。
- 倫理的に十分配慮すること。
- 本邦における化粧品技術者会等の関連学会・研究会においてすでに発表した内容は原則的に認めない（未発表データを追加した場合はこれに限らない）。それ以外の学会・研究会で発表したものは可とする。

問い合わせ先：第44回日本化粧品学会大会事務局 e-mail: jcss-desk@bunken.co.jp
〒162-0801 東京都新宿区山吹町358-5 アカデミーセンター
(TEL: 03-6824-9367 FAX: 03-5227-8632)
※なるべく e-mail にてお問い合わせ下さい。

※募集要項に関する情報更新は、日本化粧品学会公式サイト (<http://www.jcss.jp/>) でご確認ください。

*撮影、録音について

大会期間中は、全ての講演（一般研究発表演題、会頭講演、特別講演、シンポジウム含め）における写真撮影、録音を禁止と致します。

*特許申請について

学会で公表しても特許申請の手続きができますが、当該例外規定の適用を受けるためには所定の手続きが必要です。詳細は特許庁ウェブサイトの「発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続きについて」をご参照ください。

※発表要旨集の発行日は、2019年5月31日の予定です。